

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会 花の郷 てんかん発作時の座薬使用について

第 1. 目的

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会花の郷（以下、「事業所」という）におけるてんかん発作時の座薬使用とは、厚生労働省通達にある医行為の位置づけである通常の実行とする座薬とは異なり、てんかん発作が起きている時の緊急的対応として使用する座薬のことである。そして、ご利用者の安全と生命を守るために、誰かが対応しなければならない使命と、その実施について定めているものである

1. てんかん発作を起こしたご利用者が、安全かつ安心して過ごすことができる
2. てんかん発作時の適切な対応でご利用者の健康状態悪化を予防する
3. 職員が、安全かつ安心して、てんかん発作時の座薬使用ができる

第 2. 責任

1. 手順通りに実施したこの要綱に関するてんかん発作時の座薬使用について、法的責任は職員個人としないことを前提とする
2. 職員が実施するてんかん発作時の座薬使用についての法的責任を分散するために、てんかん発作を持つご利用者を含む各関係者が協力し合うことを前提とする

第 3. 用語の定義

この要綱において、使用する用語の定義を以下に定める

1. ご利用者：てんかん発作を持ち、座薬使用をする可能性のあるご利用者
2. ご家族など：ご利用者のご家族および代理人
3. 主治医：ご利用者の主治医
4. 指導医：事業所が契約する嘱託医師
5. 看護師：事業所に勤務する看護師
6. 職員：医師、看護師以外にご利用者に携わる支援職員
7. 特定職員：てんかん発作時に座薬使用ができる職員

第 4. 実施する範囲

1. てんかん発作時の座薬使用
2. 1 に伴う緊急時対応

第 5. 安全衛生委員会の設置

てんかん発作時の座薬使用を安全かつ確実に実施するために事業所は安全衛生委員会（以下、委員会）を設置しなければならない

第6. 委員会の事務

1. ご利用者またはご家族などから依頼のあったてんかん発作時の座薬使用について、実施可否を決定すること
2. この要綱にもとづく文書作成および管理
3. 職員および看護師の知識や技術向上に関する研修計画の策定、実施
4. 事業所外部機関との連携を図ること
5. 委員会における議事録を作成し管理すること
6. てんかん発作および対応に関するマニュアルを作成すること
7. 特定職員の定期的な評価をすること
8. 委員会で検討された内容の決定は理事長決済とする

第7. 委員会の構成

事業所の委員会構成員を以下に定める

1. 委員会に委員長をおく
2. 委員長は管理監督者とする
3. 指導医
4. 支援主任
5. 看護師
6. その他委員長が必要と認める者

第8. てんかん発作時の座薬使用をする実施者

実施する者を以下に定める

1. 看護師
2. 特定職員

第9. てんかん発作時の座薬使用場所

実施場所を以下に定める

1. 事業所内とする
2. 事業所が提供する外出などのプログラムを含む
3. 事業所の通常送迎車内は原則として、見守りおよびご家族など連絡、必要時救急車搬送とする
4. 災害時等における避難場所

第10. てんかん発作時の座薬使用実施依頼

1. ご利用者またはご家族などは事業所利用についててんかん問診票または主治医意見・指示書を添えて、委員長に実施依頼を行う
2. 実施依頼は原則3年度毎に更新手続きを必要とする
3. ご利用者の体調や使用座薬に変更がある場合は、委員会の判断で主治医意見・指示書を添えることを原則とし、再度依頼を必要とする

第11. 主治医意見・指示書

1. 主治医意見・指示書は、依頼時および体調変化や使用座薬変更時に原則必要とする
2. 委員長は主治医に特定職員の実施について意見を求めることができる

第12. 指導医検診

1. 指導医はてんかん問診票および主治医意見・指示書等を参考にご利用者の検診を行い、指導医意見書を作成し委員会に報告する
2. 指導医は看護師による特定職員育成、特定職員実施に関する認定の確認を行う

第13. 看護師

1. 所定のチェックリストをもとに職員の知識および手技の確認を行う
2. 所定のチェックリストをもとに特定職員の代理認定を行う

第14. 指導医との連携

1. 管理監督者は定期的の実施状況を指導医に報告すること
2. てんかん発作時の座薬使用に関する実施指導、助言を受ける等の連携を図ること

第15. 実施決定通知

1. 委員長は委員会を招集し、依頼、てんかん問診票、主治医意見・指示書および指導医意見書に基づき特定職員実施可否の決定を行う。
2. 委員長は決定された実施可否についてご利用者または家族などに通知をする

第16. 実施の開始

1. てんかん発作時の座薬使用実施について通知をうけたご利用者または家族などが、その内容について同意書を委員長に提出したことが確認された時
2. 特定職員が認定された時
3. 上記1・2の事項両方が整ったとき

第17. てんかん発作時の座薬使用実施

1. 実施についてはマニュアルを作成する
2. 看護師および特定職員はマニュアルをもとに実施をする
3. 実施した内容は全て時系列で記録をする

第18. 実施期間

1. 実施する期間は3年間とし、3年毎に更新手続きを必要とする
2. ご利用者の体調や使用座薬に変更がある場合は、主治医意見・指示書を添

えることを原則とし、再度依頼を必要とする。また特定職員は前述の諸手続きを経てから実施を再開する

3. 特定職員の認定期間は1年とし、毎年更新を必要とする

第19. ご利用者およびご家族などの義務

1. ご利用者の体調を把握し、その体調や通院状況を職員に連絡すること
2. 緊急時の対応を主治医に依頼するなど、主治医との連携を図ること
3. 緊急時に備え、常時連絡のとれる体制を整えること
4. 事業所からの要請に応じ、速やかにてんかんの情報提供に応じること
5. 必要時主治医意見・指示書を提出すること

第20. 法人の義務

1. 法人のてんかん発作時の座薬使用について事業所の決定事項を理事会で周知すること
2. 事業所から報告があった内容を把握しておくこと
3. てんかん発作時の座薬使用について職員個人ではなく法人として責任を一定担うこと
4. 必要時、事業所の安全衛生委員会に指導を行うこと

第21. 事業所の義務

1. 委員会を実施すること
2. 安全にてんかん発作時の座薬使用が行える職員体制、教育および環境を整えること
3. 緊急時に備えた備品を整備し、使用点検および使用方法を周知させること
4. 事故およびひやりはっについて速やかに対応すること
5. てんかん発作時の対応および特定職員の座薬使用について個別支援計画に記載すること
6. てんかん発作時の対応に関する記録全般を管理すること
7. 期間内に特定職員の認定を行うこと

第22. 実施者の留意点

1. ご利用者の状況を把握し、てんかん、てんかん発作時の対応、座薬挿入方法、緊急時対応に関する知識および技術向上に努めること
2. ご利用者の安全を最優先したてんかん発作時の座薬使用を行うこと
3. ご利用者の状態および座薬使用時の指示書の確認を原則2名以上で行うこと
3. 実施した内容に関する記録およびご利用者またはご家族などへの連絡

第23. 実施の中止

1. 主治医、指導医から中止の指示があった場合はそれに従う

2. ご利用者またはご家族などから中止の依頼があった場合
3. 体調変化等で特定職員の実施が不可能もしくは困難と看護師が判断した場合
4. 実施者が不在の場合
5. ご利用者または家族などが主治医との連携がとれない場合

第24. 実施の終了

1. ご利用者またはご家族などから依頼があった場合
2. 実施について必要な更新手続きがされない場合もしくは依頼内容に変更があった場合

第25. 個人情報保護

個人情報保護規程に準ずる

第26. 要綱における申請等の様式

1. 各種申請等の様式については別に定める

第27. 決定権

この要綱の実施については、事業所の委員会において決定し理事会の承認を得るものとする

第28. 改正

この要綱の改正は、理事会の議決による

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。